

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成22年7月9日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市三津字大浜ノ二1145外31筆 (12,821平方メートル)	砂 (65,893立方メートル)	採取の期間	平成21年6月6日から平成22年6月5日まで	平成21年6月6日から平成23年6月5日まで	平成22年6月4日
有限会社フオワード 代表取締役 邨上 修	鳥取市湖山町北四丁目701	鳥取市気高町八東水字短尾2707-162外4筆 (7,842平方メートル)	砂 (17,144立方メートル)	〃	平成21年6月30日から平成22年6月29日まで	平成21年6月30日から平成22年12月30日まで	平成22年6月29日
有限会社森本組 代表取締役 森本 省治	鳥取市湖山町東二丁目245	鳥取市三津字大浜1072-139外1筆 (9,076平方メートル)	砂 (19,856立方メートル)	〃	平成21年7月9日から平成22年7月8日まで	平成21年7月9日から平成23年7月8日まで	〃